

令和2年(ネ)第1349号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求控訴事件

控訴人 関口 博ほか26名

被控訴人 国

第3準備書面

令和4年7月15日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人指定代理人

安 實 涼 子

柴 田 唯 人

木 村 公 一

船 木 麻 央

大 江 裕 貴

澤 美 帆

大 山 伊 知 郎

定 光 貴 史

後 藤 田 悠 人

鹿 目 優

清 水 理佳子(代)

脇 園 淳 生(代)

臼 井 智 彦(代)

松 田 健 司(代)

上 田 恭 平(代)

井 上 裕 章(代)

田 川 陽 子(代)

瀧 口 健 太(代)

高 橋 圭(代)

水 谷 直 人(代)

平 間 将 史(代)

知 念 良 輝(代)

市 川 朝 陽(代)

被控訴人は、本準備書面において、控訴人ら準備書面(3)における控訴人らの【求釈明事項2】に対し、前回期日における裁判所からの釈明を踏まえ、以下のとおり追加で回答する。

なお、略語は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例によることとする。

第1 委員会（個人情報保護委員会）について

本件において争点となる控訴人らの具体的な権利利益の侵害に係る主張との関係では、委員会が、番号利用法に基づく監視・監督の活動方針、検査計画等を定め、これに基づいて、個人番号を取り扱う行政機関等、地方公共団体等や事業者における番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の遵守状況を適正に監視・監督していることは、従前から被控訴人が主張しており、原判決においても「特定個人情報の取扱いに対する監視・監督のための指導・助言、勧告・命令及び立入検査等の権限を有する機関として、政府から独立して公正中立に審査等を行うことができるよう国家行政組織法3条2項に基づく行政委員会（いわゆる三条委員会）である個人情報保護委員会が設置され、同委員会による監視・監督が実施されていること（中略）が認められる」（原判決67ページ）と判示されているとおりである。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）50条による改正後の個人情報保護法（以下、本書面においては、単に「個人情報保護法」という。）により増加した委員会の任務は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督とは関係のないものであるが、増加した任務に必要な陣容面の拡充は図られており、当該拡充により、令和4年4月1日に個人情報保護法が施行された後においても、委員会が、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督活動を引き続き適正に行うことができることは明

らかである。

第2 委員会の組織体制等について

1 委員会の組織体制について

(1) 委員長、委員及び専門委員について

委員会は、委員長及び委員8人で構成されており、委員のうち4人は非常勤である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものという。）の推薦する者が含まれるものとされている（以上につき、個人情報保護法131条1項、2項及び4項）。

さらに、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとされており（同法137条1項）、令和4年3月31日時点の専門委員は5人である（乙60の5・第1章第1節）。

(2) 事務局について

委員会の事務を処理させるため、委員会には事務局が置かれており（個人情報保護法138条1項）、事務局には、事務局長のほか次長、審議官、政策立案参事官、公文書監理官（関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、総務課及び参事官5人が置かれている（同法138条2項、個人情報保護委員会事務局組織令1条1項、2条1項、3条1項及び4条。ただし、乙60の2ないし5記載の参事官の人数は政策立案参事官を含むものである。）。

また、事務局には、企画官8人が置かれ（個人情報保護委員会事務局組織規則2条1項）、事務局総務課には、企画官2人及び調査官1人が置かれている（同規則1条1項）。

事務局の年度末の定員は、平成29年度が103人、平成30年度が119人、令和元年度が131人、令和2年度が139人、令和3年度が148人と毎年度増加しており（以上につき、乙60の1ないし4・第1章第1節及び第2節、乙60の5・第1章第1節）、令和4年度の定員は同年6月30日までは194人、同年7月1日以降は195人（行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）1条2項、附則3項）となっている。

2 職務について

(1) 事務局長について

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する（個人情報保護法138条3項）。

(2) 次長について

次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する（個人情報保護委員会事務局組織令1条2項）。

(3) 審議官について

審議官は、命を受けて、委員会の事務局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する（個人情報保護委員会事務局組織令2条2項）。

(4) 政策立案参事官について

政策立案参事官は、命を受けて、委員会の事務局の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う（個人情報保護委員会事務局組織令3条2項）。

(5) 公文書監理官について

公文書監理官は、命を受けて、委員会の事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う（個人情報保護委員会事務局組織令3条3項）。

(6) 総務課等について

総務課は、次に掲げる事務をつかさどる（個人情報保護委員会事務局組織令5条）。

- 1 委員会の事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 2 機密に関すること。
- 3 委員長の官印、個人情報保護委員会印その他の公印の保管に関すること。
- 4 法令案の作成に関すること。
- 5 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 6 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 7 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 8 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 9 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 10 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 11 機構及び定員に関すること。
- 12 委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 13 委員会所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 14 官報掲載に関すること。
- 15 委員会の事務局の行政の考査に関すること。
- 16 国会との連絡に関すること。

17 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に關すること。

18 特定個人情報保護評価に關すること。

19 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

また、総務課に置かれる企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行い、総務課に置かれる調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う（個人情報保護委員会事務局組織規則1条2項及び3項）。

(7) 参事官等について

参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する（個人情報保護委員会事務局組織令6条）。

- 1 個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に關すること。
- 2 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に關すること（下記4に掲げるものを除く。）。
- 3 認定個人情報保護団体に關すること。
- 4 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に關すること。
- 5 個人情報保護委員会の所掌事務に係る国際協力に關すること。

また、事務局に置かれる企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける（個人情報保護委員会事務局組織規則2条2項）。

以 上